

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年3月27日に実施した消防局及び消防署各課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年4月27日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成21年4月14日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

消防総務課の消防局庁舎や南消防署庁舎に係る総合管理委託業務等における不適切な事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

ア 業務仕様書において、日常清掃業務における年末年始の取り扱いや消防用設備等保守点検業務における対象設備の数量等が不明確となっていたことにつきましては、日数、数量等具体的な条件を仕様書に記載するよう改めました。

イ 委託業務の再委託について、再委託を承認された業者がさらに他の業者へ委託していたことや、再委託の承認を受けていないにもかかわらず他の業者が業務を行っていたことにつきましては、契約の相手方に対して再委託についての指導を徹底するとともに、契約の相手方から提出された報告書の業務実施業者など確認項目を複数人で確認することを各職員に対して周知徹底を図りました。

ウ 業務日誌をもって報告書に代えていたものや支出命令書における検査検収日のほとんどが報告書の決裁日よりも前になっていたことにつきましては、契約の相手方に業務日誌及び各月の業務を取りまとめた業務完了報告書を業務終了後、速やかに提出するよう指導を行いました。また、委託料の支払いにつきましては、各月の業務完了報告書を受領し業務の履行の確認を行い、所属長の決裁後に支払手続きを行うよう事務を改善しました。

今後、財務契約事務の執行に当たっては、契約書及び仕様書等の記載内容の確認を十分に行うとともに、複数人による確認や検査検収を徹底することにより、適正に事務を執行いたします。

(参考)

消防局及び消防署各課の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成21年3月27日

2 監査の結果（抜粋）

消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、消防局庁舎や南消防署庁舎に係る総合管理委託業務等において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 具体的な業務内容や数量等について定めている業務仕様書において、日常清掃業務は、土・日曜日及び祝祭日を除き毎日行うものとされている。しかしながら、年末年始における業務の取扱いは明記されておらず、年間の清掃回数が不明確なものとなっている。

また、消防用設備等保守点検業務では、消火器等の点検対象設備が記載されているだけで、保守点検すべき対象設備の数量等が記載されていない。

イ 委託業務の再委託については、承認した業務についてのみ第三者に再委託することを認めているが、消防局庁舎総合管理委託では、再委託を承認された業者がさらに他の業者に委託し業務を行っている。

また、消防分署等清掃等業務委託では、再委託の承認を受けていないにもかかわらず、他の業者が業務を行っている。

ウ 契約では、業務完了報告書の提出を求めているにもかかわらず、業務に係る日誌を以って報告書に代えているものが散見され、また、提出されているものについても、支出命令書における検査検収日のほとんどが報告書の決裁日よりも前となっており、業務の履行確認が十分に行われていない。

これらのことは、契約に当たっての条件提示に係る検証・確認が不十分であることや、契約後の業務執行についての基本的な点検・確認や検査・検収が十分に行われていないことを示している。

契約事務の執行に当たっては、契約規則（平成4年相模原市規則第9号）はもとより、契約書及び仕様書等の記載内容の確認を十分に行うとともに、管理・点検体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。